

いわゆる共謀罪法案の衆議院強行採決に抗議し、同法案に強く反対する会長声明

本年5月23日、衆議院本会議において、いわゆる共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）について強行採決され、可決された。

同法案は、犯罪の遂行を合意するだけで犯罪として処罰しようとするもので、犯罪の結果が発生した既遂処罰を原則とする現行の刑事法体系を根底から変容させるものである。共謀罪法案は、過去3回国会に上程され、いずれも法曹界をはじめとする市民の強い反対により廃案となってきた。今回政府は、今回、「共謀罪」の呼び方を「テロ等準備罪」に変えているが、その実態は何ら変わらない。

同法が成立した場合、共謀罪の捜査のためとして、市民の日常の会話や電話、メール等意思を表明する手段が捜査機関によって収集され、市民に対する日常的な監視が強まるおそれがある。憲法の保障する市民の思想及び良心の自由、表現の自由、プライバシーの権利などの基本的人権に対する重大な脅威となるおそれが拭えない。

政府は、犯罪主体を「組織的犯罪集団」に限定している点や、犯罪の合意のみならず処罰のために「準備行為」を必要とする点、対象となる犯罪の数を676から277に減らした点をもって、犯罪の対象を限定したと説明する。

しかし、犯罪主体を「組織的犯罪集団」に限定していても、犯罪の常習性や反復継続性が要求されていないなど、「組織的犯罪集団」となる条件が必ずしも十分に限定されていないことから、もともと適法な活動を目的とする市民団体や労働団体などにも恣意的に適用されてしまうおそれがある。事実、政府は当初、本法案の対象は「そもそも犯罪を犯すことを目的としている集団」と述べ、この点がかつての共謀罪との違いであると答弁していたが、その後、野党の国会質問の前に「正当に活動する団体が犯罪を行う団体に一変したと認められる場合は、処罰の対象になる」ことを認めているところ、その条件が必ずしも限定されていないのは前述のとおりであり、捜査機関による恣意的な解釈・適用の余地が拭えない。また、「準備行為」には犯罪の結果発生危険性がない日常的行為が広く含まれる余地がある以上、処罰の対象を限定するには依然として不十分である。

次に、対象となる犯罪の数を277に減らしたとの点について、もともと政府は、国連越境組織犯罪防止条約（以下、単に「条約」という）締結のためには「懲役・禁

固4年以上の全ての罪」を対象として600種を越える犯罪について共謀罪の新設が不可欠であると答弁してきたものであるが、それがなにゆえ今回の法案で277に削減されたのか、その選別基準は全く明らかではない。経済犯罪手段と政治権力とのつながりに関わる政治資金規正法や特別公務員職権乱用罪などは排除されており、選別が恣意的との指摘もなされているところである。そして、削減された277の犯罪を前提としても、組織犯罪やテロ犯罪とは無縁の犯罪が依然として多数対象とされており、処罰される行為の範囲が広過ぎる。

政府は、同法の成立は条約批准のために必要だと説明するが、現在の国内法でも、未遂犯はもとより、重大な犯罪については「予備」「陰謀」「準備」の段階での処罰を可能にする規定が相当程度存在していることから、批准の要件を十分に満たしており、新たな共謀罪の創設は必要ない。

本法案に対しては、法曹のみならず、ジャーナリストやペンクラブなどの表現者、学者、宗教者、その他多くの市民から、強い反対の声が広がっている。また、国連のプライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏からは、5月18日、共謀罪法案は他の法律と組み合わせて幅広い適用が行われる可能性があり「プライバシーの権利やその他の基本的な国民の自由の行使に深刻な影響を及ぼす」との書簡が安倍晋三首相宛てに送付されている。

このように、立法の必要性そのものに重大な疑義があり、成立した際の弊害への懸念も強い同法案について、国民に対する説明も不十分なままに、しかも、このような疑義や懸念の声が広がってきているところで衆議院本会議での採決を強行したことは、暴挙と言わざるを得ない。

当会は、今般の強行採決に対し強く抗議し、同法案を可決成立させないように全力を挙げて取り組む。

2017年5月25日

宮崎県弁護士会
会長 小林孝志

